

前払式支払手段の払戻しに関する公告

平成 30 年 5 月 11 日
京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地 1
任 天 堂 株 式 会 社
代表取締役社長 君 島 達 己

平成 30 年 5 月 9 日をもちまして、スマートデバイス向けアプリ「Miitomo」のサービスの終了をいたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、未使用の「Miitomo コイン（有償分）」をお客様へ払戻しいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

任天堂株式会社

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

スマートデバイス向けアプリ「Miitomo」用「Miitomo コイン(有償分)」の未使用残高

3. 払戻し申出期間

平成 30 年 5 月 11 日から平成 30 年 8 月 31 日まで。

※この期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除斥されます。

4. 払戻し申出の方法

上記払戻し申出期間中に「Miitomo」を起動し、画面の誘導に従って所定フォームへアクセスし、必要事項を記入の上お申出ください。

5. 払戻しの方法

お申出後、お客様に指定いただいた銀行口座に振込む方法、又は所定のコンビニエンスストアにて返金する方法により、払戻しさせていただきます。手数料については、弊社負担とさせていただきます。

6. 払戻しに関する問合せ先

「Miitomo」内の問合せフォームから、または、miitomo_developer@nintendo.co.jp 宛てにお問い合わせください。

以上